

2-2 会員モニタリング

個人信用情報機関は、会員が、消費者からの与信申込みがないにもかかわらず任意の個人について個人信用情報機関の個人情報データベース等にアクセスして情報入手する等の不正利用をすることのないよう、会員に対する必要かつ適切なモニタリングを行うこととする。そのほか、個人信用情報機関は、会員が、個人信用情報機関の個人情報データベース等に適正にアクセスして入手した個人の支払能力に関する情報を支払能力調査目的以外の目的に不正利用することのないよう、会員に対する必要かつ適切なモニタリングを行うこととする。また、個人信用情報機関は、会員モニタリングの運用基準についても整理することとする。

2-3 不正利用に対する処分

2-3-1 個人信用情報機関は、会員による上記の不正利用があった場合、あらかじめ定められた処分に関する規程に基づき、公表、利用停止、退会その他の処分をすることとする。

3 透明性確保等

3-1 個人信用情報機関は、1. の安全管理措置、2. の会員管理の状況や、監査の内容、結果について、行政に報告し、セキュリティ上支障のある部分を除いて一般に公表することとする。

4 外部監査

個人信用情報機関は、本ガイドラインに従った取組が確実に実施されていることを確認する仕組みとして、外部監査を行うこととする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。  
2 この告示による改正後の別紙の2-1-1-3の規定は、平成十九年一月一日から適用する。  
3 この告示による改正後の別紙の2-2の規定は、平成十九年四月一日から適用し、この告示による改正前のIIの2の(3)の2の規定による個人信用情報機関の会員に対するモニタリングについては、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三百十三号  
中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成十八年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。  
平成十八年十月十六日  
経済産業大臣 甘利 明

Table with columns for registration numbers and names of individuals.

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則

（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十一条第三項の規定に基づき、平成十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十五条の規定に基づき、公示する。  
平成十八年十月十六日  
経済産業大臣 甘利 明

○経済産業省告示第三百十五号  
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。  
平成十八年十月十六日  
経済産業大臣 甘利 明

○特許庁告示第五号  
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第百三十四号）第七十八條の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年十一月十五日から施行する。  
平成十八年十月十六日  
特許庁長官 中嶋 誠

第二号中「二百二十二万二千八百円」を「二百三十八万八千円」に改める。  
○海上保安庁告示第二百五十三号  
航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。  
平成十八年十月十六日

Table with columns for location, name, and expiration date of navigation marks.

東京羽田浅場造成東Q灯浮標

東京羽田浅場造成東R灯浮標

東京羽田浅場造成東S灯浮標

東京羽田浅場造成東T灯浮標

東京羽田浅場造成東U灯浮標

Table with columns for location, name, and expiration date of navigation marks.